

## 長野県長野地方事務所告示第9号

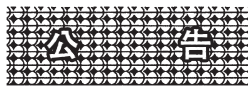
長野県収入証紙条例（昭和39年長野県条例第58号）第9条第1項の規定により、平成17年9月30日、次の者を売りさばき人に指定しました。

平成17年10月13日

長野県長野地方事務所長 堀内清司

売りさばき人の氏名	住所	売りさばき場所
諸野 脇 宏 幸	長野市豊野町浅野616-16	長野市豊野町浅野616-16 諸野脇行政書士事務所

会計課



## 公告

次のとおり一般競争入札に付します。

平成17年10月13日

長野県知事 田中康夫

## 1 入札に付する事項

## (1) 調達をする役務

長野県庁非常用自家発電設備整備点検作業一式

## (2) 役務の特質

長野県庁舎の非常用自家発電設備3台（議会増築棟 1,000KVA、西庁舎 750KVA、西庁舎電算用 500KVA）の整備点検作業

## (3) 履行期間

契約締結日から平成17年12月16日まで

## (4) 履行場所

長野市大字南長野字幅下692-2

長野県庁舎

## (5) 入札方法

価格の総額について行います。なお、落札者の決定に当たっては、入札書に記載された金額の100分の5に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとします。）をもって落札価格としますので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載してください。

## 2 入札に参加する者に必要な資格

次のいずれにも該当するものであることとします。

(1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「政令」という。）第167条の4第1項又は財務規則（昭和42年長野県規則第2号。以下「規則」という。）第120条第1項の規定により入札に参加することができないとされた者でないこと。

(2) 長野県の一般競争入札又は指名競争入札に参加する者の資格（昭和59年長野県告示第60号）の別表の「その他の契約」の欄の等級区分がC以上に格付けされている者であること。

(3) 長野県総務部長から管理その他の委託及び物品購入等入札参

加資格者に係る指名停止要領（平成11年4月1日付け11管第35号）に基づく指名停止を受けている期間中の者でないこと。

## 3 入札説明書の交付場所、契約条項等を示す場所及び問い合わせ先

長野市大字南長野字幅下692-2

長野県総務部管財課

電話 026 (235) 7045

## 4 入札手続等

(1) 契約の手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

(2) 入札及び開札の日時及び場所

ア 日時 平成17年10月31日 午後3時

イ 場所 長野県庁 本館2階入札室

(3) 郵便入札の可否

郵便による入札は受け付けません。

(4) 入札者に要求される事項

この入札に参加を希望する者は、入札説明書に定める書類を、平成17年10月25日（火）午後5時までに提出してください。なお、提出した書類の内容等について不備な事項等があった場合は、開札日の前日までに入札に参加を希望する者の負担において当該書類の再提出を行うなど完全な説明をしてください。

(5) 入札保証金

政令第167条の7第1項に規定する入札保証金を、別に定める期限までに納付してください。ただし、規則第126条第2項各号に掲げる担保を提供した場合又は規則第127条各号に該当する場合は、納付する必要はありません。

(6) 契約保証金

政令第167条の16第1項に規定する契約保証金を、別に定める期限までに納付してください。ただし、規則第126条第2項各号に掲げる担保を提供した場合又は規則第143条各号に該当する場合は、納付する必要はありません。

(7) 入札の無効

規則第129条各号に該当する入札書は、無効とします。

(8) 契約書作成の要否

必要とします。

(9) 落札者の決定方法

予定価格の制限の範囲内に達した入札であって、最低の価格をもってした者を落札者として決定します。

## 5 その他

詳細は、入札説明書及び仕様書によります。

管財課

## 公告

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第25条第4項の規定により、特定非営利活動法人の定款の変更の認証申請があったので、同条第5項において準用する同法第10条第2項の規定により次のとおり公告します。

平成17年10月13日

長野県知事 田中康夫

## 1 申請のあった年月日

平成17年9月27日

## 432 申請に係る特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人 ハンディキャップしあわせサポートクラブ

## 3 代表者の氏名

湯原 明雄

## 4 主たる事務所の所在地

千曲市大字上山田2064番地1

## 5 定款に記載された目的

この法人は、障害児者と障害児者に係わる人達及び地域の人達に対し、スポーツ活動、余暇活動、文化活動、研修会、講習会、広報活動等を実施し、生活に必要な支援体制を構築し福祉の向上に寄与することを目的とする。

生活文化課NPO活動推進室

## 公告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定による変更の届出があったので、同条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により、次のとおり公告し、当該届出書を縦覧に供します。

なお、同法第8条第2項の規定により意見を述べようとする者は、縦覧期間満了の日までに知事あてに意見書を提出することができます。

平成17年10月13日

長野県知事 田中康夫

## 1 大規模小売店舗の名称及び所在地

ベイスシア長野東店

長野市大字小島字布野裏193ほか

## 2 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所

(株)ベイスシア

伊勢崎市下道寺町510

## 3 変更した事項

(1) 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

(変更前)

氏名(名称)	代表者名	住所
(株)ベイスシア	代表取締役 土屋嘉雄	伊勢崎市下道寺町 510

(変更後)

氏名(名称)	代表者名	住所
(株)ベイスシア	代表取締役 土屋嘉雄	伊勢崎市下道寺町 510
(株)MSコミュニケーションズ	代表取締役 宮城利行	東京都新宿区谷本村 町1-1
(株)ブーランジュリー横浜	代表取締役 大山登	長野市青木島町大塚 字北島889-1

## 4 変更した年月日

平成17年9月1日

## 5 届出年月日

平成17年9月29日

## 6 届出書の縦覧の場所

長野県商工部産業政策課又は長野県長野地方事務所商工雇用課

## 7 縦覧の期間

平成17年10月13日から平成18年2月13日まで

## 8 意見書の様式

長野県大規模小売店舗立地法事務取扱要綱（平成12年5月19日付け12産振第137号）様式第8号による。

## 9 意見書の提出先

長野県商工部産業政策課又は長野県長野地方事務所商工雇用課

産業政策課

## 公告

平成17年度技術専門校の信州ものづくりスキルアップ事業の受講者を次のとおり募集します。

平成17年10月13日

長野県知事 田中康夫

## 1 募集人員等

訓練名	募集人員	訓練期間	授業料(円)	実施場所
				実施技術専門校
品質管理講座 ～入門編～	10	平成17年10月15日～11月19日 6日間	1,400	松本情報創造館
				松本技術専門校

## 2 受講対象者

機械・電子系の製造業に在職中の者。

## 3 受講手続

次のとおり、申し込みを行ってください。

訓練名	受付期間	申込先
品質管理講座 ～入門編～	平成17年10月14日 まで	山形村商工会 (電話 0263-98-2200)

## 4 その他

(1) 授業料の他、テキスト代、材料費等の実費を徴収します。

(2) 詳細は実施技術専門校に問い合せてください。

(3) この講習の実施に際して収集する個人情報、この講習のために必要な範囲でのみ使用します。

雇用・人材育成課

## 公告

平成17年度技術専門校の技能向上訓練（在職者訓練）の受講者を次のとおり募集します。

平成17年10月13日

長野県知事 田中康夫

## 1 募集人員等

訓練名	募集人員	訓練期間	授業料(円)	実施場所
職場内ネットワーク構築入門	10	平成17年11月16日・17日・24日・25日・30日・12月1日の6日間	1,400	岡谷技術専門校

## 2 受講対象者

企業等の在職者。

## 3 受講手続

次のとおり、申し込みを行ってください。

訓練名	受付期間	申込先
職場内ネットワーク構築入門	平成17年10月31日(月)まで	岡谷技術専門学校 (電話 0266-22-2165)

## 4 その他

- (1) 授業料の他、テキスト代、材料費等の実費を徴収します。
- (2) 詳細は実施技術専門学校に問い合せてください。
- (3) この講習の実施に際して収集する個人情報、この講習のために必要な範囲でのみ使用します。

雇用・人財育成課

## 公告

県営武石地区土地改良事業計画を定めましたので、次のとおり縦覧に供します。

平成17年10月13日

長野県知事 田中康夫

- 1 縦覧に供する書類  
県営武石地区土地改良事業計画書の写し
- 2 縦覧の期間  
平成17年10月14日から11月11日まで
- 3 縦覧の場所  
小県郡武石村役場

土地改良課

## 公告

建設業法（昭和24年法律第100号）第29条第1項第4号の規定により、次のとおり建設業の許可を取り消しました。

平成17年10月13日

長野県知事 田中康夫

許可番号	商号又は名称	代表者氏名	主たる営業所の所在地	処分の内容	処分をした年月日	処分の原因となった事実
般-14 第22069号	有限会社巴工業	柳澤昇	須坂市大字米持547-13	建設業法第29条第1項の規定による一般建設業（管工事業）の取消し	平成17年7月5日	平成17年6月22日付で建設業法第12条の規定による廃業の届出があり、このことが建設業法第29条第1項第4号に該当する。
般-12 第17835号	有限会社須田木工装備	須田久夫	須坂市大字塩野字浦欠1143-19	建設業法第29条第1項の規定による一般建設業（ガラス工事業）の取消し	平成17年7月5日	平成17年6月17日付で建設業法第12条の規定による廃業の届出があり、このことが建設業法第29条第1項第4号に該当する。
般-14 第2546号	株式会社中高電業	阿部賢一	中野市西1-6-19	建設業法第29条第1項の規定による一般建設業（電気通信工事業）の取消し	平成17年7月6日	平成17年6月23日付で建設業法第12条の規定による廃業の届出があり、このことが建設業法第29条第1項第4号に該当する。
般-14 第13120号	野村住宅産業株式会社	川口勉	木曾郡上松町駅前通り3-25	建設業法第29条第1項の規定による一般建設業（ガラス工事業及び内装仕上工事業）の取消し	平成17年7月7日	平成17年6月13日付で建設業法第12条の規定による廃業の届出があり、このことが建設業法第29条第1項第4号に該当する。
般-12 第19381号	有限会社大喜	大島善行	松本市笹賀4141	建設業法第29条第1項の規定による一般建設業（大工工事業、左官工事業、屋根工事業、タイル・レンガ・ブロック工事業、板金工事業、ガラス工事業、塗装工事業、防水工事業、内装仕上工事業、熱絶縁工事業及び建具工事業）の取消し	平成17年7月10日	平成17年7月1日付で建設業法第12条の規定による廃業の届出があり、このことが建設業法第29条第1項第4号に該当する。
特-16 第22318号	株式会社エム・ケー・ケー	藤巻好實	松本市大字島内3443-13	建設業法第29条第1項の規定による特定建設業（建築工事業、大工工事業、左官工事業、とび・	平成17年7月13日	平成17年6月27日付で建設業法第12条の規定による廃業の届出があり、このことが建設業法第29

				土工工事業、屋根工事業、タイル・レンガ・ブロック工事業、鋼構造物工事業、鉄筋工事業、板金工事業、ガラス工事業、塗装工事業、防水工事業、内装仕上工事業、熱絶縁工事業及び建具工事業)の取消し		条第1項第4号に該当する。
般-14 第18673号	有限会社宮島建材	宮島義昭	長野市安茂里小市3-37-13	建設業法第29条第1項の規定による一般建設業(土木工事業及び舗装工事業)の取消し	平成17年 7月15日	平成17年7月13日付で建設業法第12条の規定による廃業の届出があり、このことが建設業法第29条第1項第4号に該当する。
般-14 第15690号	山本産業株式会社	山本實	諏訪市大字上諏訪1738-10	建設業法第29条第1項の規定による一般建設業(電気工事業)の取消し	平成17年 7月15日	平成17年6月23日付で建設業法第12条の規定による廃業の届出があり、このことが建設業法第29条第1項第4号に該当する。
般-14 第18837号	有限会社白鳥工業	白鳥孝	茅野市玉川3451-5	建設業法第29条第1項の規定による一般建設業(土木工事業、とび・土工工事業、石工事業、鋼構造物工事業、舗装工事業及び水道施設工事業)の取消し	平成17年 7月15日	平成17年6月9日付で建設業法第12条の規定による廃業の届出があり、このことが建設業法第29条第1項第4号に該当する。
般-12 第17752号	株式会社インテック	戸谷一雄	長野市安茂里小市2-33-9	建設業法第29条第1項の規定による一般建設業(土木工事業、とび・土工工事業及び舗装工事業)の取消し	平成17年 7月15日	平成17年7月14日付で建設業法第12条の規定による廃業の届出があり、このことが建設業法第29条第1項第4号に該当する。
般-12 第8504号	五月女建設	五月女留次郎	北佐久郡軽井沢町大字軽井沢1057-16	建設業法第29条第1項の規定による一般建設業(建築工事業、大工工事業、屋根工事業、タイル・レンガ・ブロック工事業及び内装仕上工事業)の取消し	平成17年 7月15日	平成17年6月14日付で建設業法第12条の規定による廃業の届出があり、このことが建設業法第29条第1項第4号に該当する。
般-12 第6033号	株式会社平林工務店	平林芳雄	上田市大字越戸521-1	建設業法第29条第1項の規定による一般建設業(大工工事業)の取消し	平成17年 7月19日	平成17年7月7日付で建設業法第12条の規定による廃業の届出があり、このことが建設業法第29条第1項第4号に該当する。
般-13 第21813号	小須田工業	小須田平一	佐久市瀬戸2072-1	建設業法第29条第1項の規定による一般建設業(建築工事業、大工工事業、とび・土工工事業、屋根工事業、タイル・レンガ・ブロック工事業、鋼構造物工事業及び内装仕上工事業)の取消し	平成17年 7月20日	平成17年6月15日付で建設業法第12条の規定による廃業の届出があり、このことが建設業法第29条第1項第4号に該当する。
特-12 第14219号	株式会社コスモ熱学	小林正直	長野市小島田町1856-2	建設業法第29条第1項の規定による特定建設業(管工事業)の取消し	平成17年 7月21日	平成17年6月21日付で建設業法第12条の規定による廃業の届出があり、このことが建設業法第29条第1項第4号に該当する。

般-12 第6306号	株式会社畔上組	畔上勝司	長野市大字平林822-4	建設業法第29条第1項の規定による一般建設業(建築工事業、とび・土工工事業、石工事業、舗装工事業、しゅんせつ工事業及び水道施設工事業)の取消し	平成17年 7月27日	平成17年7月26日付で建設業法第12条の規定による廃業の届出があり、このことが建設業法第29条第1項第4号に該当する。
特-14 第1085号	株式会社赤坂建設	白石洋一	上田市大字上田原872-7	建設業法第29条第1項の規定による特定建設業(土木工事業、建築工事業、大工工事業、とび・土工工事業、石工事業、屋根工事業、タイル・レンガ・ブロック工事業、鋼構造物工事業、舗装工事業、しゅんせつ工事業、塗装工事業、内装仕上工事業及び水道施設工事業)の取消し	平成17年 7月21日	平成17年7月15日付で建設業法第12条の規定による廃業の届出があり、このことが建設業法第29条第1項第4号に該当する。
般-12 第19380号	株式会社スマイルハウス	山田武雄	松本市高宮中4-10	建設業法第29条第1項の規定による一般建設業(土木工事業)の取消し	平成17年 8月2日	平成17年7月25日付で建設業法第12条の規定による廃業の届出があり、このことが建設業法第29条第1項第4号に該当する。
般-12 第5966号	萩原電気株式会社	萩原武男	塩尻市大字広丘堅石2146-565	建設業法第29条第1項の規定による一般建設業(消防施設工事業)の取消し	平成17年 8月4日	平成17年7月29日付で建設業法第12条の規定による廃業の届出があり、このことが建設業法第29条第1項第4号に該当する。
般-17 第10062号	株式会社興進	塚田陽重	長野市若穂綿内363-2	建設業法第29条第1項の規定による一般建設業(土木工事業、とび・土工工事業、石工事業、鋼構造物工事業、舗装工事業、しゅんせつ工事業、塗装工事業及び水道施設工事業)の取消し	平成17年 8月5日	平成17年8月4日付で建設業法第12条の規定による廃業の届出があり、このことが建設業法第29条第1項第4号に該当する。
般-14 第21949号	チームテッケン	小林徹	長野市大字徳間1144F-17	建設業法第29条第1項の規定による一般建設業(とび・土工工事業)の取消し	平成17年 8月8日	平成17年8月5日付で建設業法第12条の規定による廃業の届出があり、このことが建設業法第29条第1項第4号に該当する。
般-14 第14250号	有限会社小木曾	小木曾恵一	下伊那郡高森町牛牧250-1	建設業法第29条第1項の規定による一般建設業(土木工事業)の取消し	平成17年 8月8日	平成17年7月1日付で建設業法第12条の規定による廃業の届出があり、このことが建設業法第29条第1項第4号に該当する。
般-14 第2524号	小松建設株式会社	小松信	飯田市羽場町1-636-1	建設業法第29条第1項の規定による一般建設業(土木工事業、建築工事業、大工工事業、とび・土工工事業、屋根工事業、舗装工事業、内装仕上工事業及び水道施設工事業)の取消し	平成17年 8月8日	平成17年6月30日付で建設業法第12条の規定による廃業の届出があり、このことが建設業法第29条第1項第4号に該当する。
般-14 第20423号	信州トヨタホーム株式会社	河原進	飯田市鼎名古熊2509	建設業法第29条第1項の規定による一般建設業(土木工事業、建築工事業、大工工事業、とび・土工工事業、石工事業、屋根	平成17年 8月8日	平成17年6月7日付で建設業法第12条の規定による廃業の届出があり、このことが建設業法第29条第1項第4号に該当する。



				工事業、タイル・レンガ・ブロック工事業、鋼構造物工事業、舗装工事業、しゅんせつ工事業、内装仕上工事業及び水道施設工事業)の取消し		る。
般-13 第11924号	有限会社降幡工務店	降幡 隆	東筑摩郡明科町光701	建設業法第29条第1項の規定による一般建設業(建築工事業)の取消し	平成17年 9月1日	平成17年8月4日付で建設業法第12条の規定による廃業の届出があり、このことが建設業法第29条第1項第4号に該当する。
般-14 第15886号	株式会社フシマ	井上 武将	諏訪郡下諏訪町226	建設業法第29条第1項の規定による一般建設業(内装仕上工事業)の取消し	平成17年 8月9日	平成17年7月6日付で建設業法第12条の規定による廃業の届出があり、このことが建設業法第29条第1項第4号に該当する。
般-14 第3023号	株式会社伊倉組	高橋 重康	佐久市小宮山297	建設業法第29条第1項の規定による一般建設業(土木工事業、とび・土工工事業、石工事業、舗装工事業及び水道施設工事業)の取消し	平成17年 8月9日	平成17年7月26日付で建設業法第12条の規定による廃業の届出があり、このことが建設業法第29条第1項第4号に該当する。
特-14 第2525号	株式会社藤森組	滝澤 章	上田市大字大屋392-4	建設業法第29条第1項の規定による特定建設業(土木工事業、建築工事業、大工工事業、とび・土工工事業、鋼構造物工事業、舗装工事業及び水道施設工事業)の取消し	平成17年 8月10日	平成17年8月4日付で建設業法第12条の規定による廃業の届出があり、このことが建設業法第29条第1項第4号に該当する。
般-13 第3569号	株式会社野沢総合建設	内田 一彦	下高井郡野沢温泉村大字豊郷4439-2	建設業法第29条第1項の規定による一般建設業(タイル・レンガ・ブロック工事業)の取消し	平成17年 8月12日	平成17年8月9日付で建設業法第12条の規定による廃業の届出があり、このことが建設業法第29条第1項第4号に該当する。
般-15 第20600号	有限会社石塚建材	石塚 好夫	北安曇郡小谷村大字中土6544	建設業法第29条第1項の規定による一般建設業(土木工事業、とび・土工工事業及び舗装工事業)の取消し	平成17年 8月18日	平成17年8月3日付で建設業法第12条の規定による廃業の届出があり、このことが建設業法第29条第1項第4号に該当する。
般-16 第22318号	株式会社エム・ケー・ケー	藤巻 好実	松本市大字島内3443-13	建設業法第29条第1項の規定による一般建設業(土木工事業、舗装工事業、しゅんせつ工事業及び水道施設工事業)の取消し	平成17年 8月22日	平成17年8月12日付で建設業法第12条の規定による廃業の届出があり、このことが建設業法第29条第1項第4号に該当する。
般-13 第19899号	丸山地所株式会社	丸山 隆	南安曇郡三郷村大字明盛855-7	建設業法第29条第1項の規定による一般建設業(鋼構造物工事業)の取消し	平成17年 8月23日	平成17年8月11日付で建設業法第12条の規定による廃業の届出があり、このことが建設業法第29条第1項第4号に該当する。
般-14 第1678号	有限会社高塚塗装店	高塚 福一郎	長野市徳間1-29-14-3	建設業法第29条第1項の規定による一般建設業(塗装工事業)の取消し	平成17年 8月23日	平成17年8月19日付で建設業法第12条の規定による廃業の届出があり、このことが建設業法第29条第1項第4号に該当する。

特-16 第22402号	社団法人長野県 農用地整備協会	勝山吉一	長野市大字南長野字 幅下692-2	建設業法第29条第1項の 規定による特定建設業 (土木工事業)の取消し	平成17年 8月25日	平成17年8月24日付で 建設業法第12条の規定に よる廃業の届出があり、 このことが建設業法第29 条第1項第4号に該当す る。
般-12 第17800号	ツカサウインド 株式会社	山内武美	長野市大字北長池 1962	建設業法第29条第1項の 規定による一般建設業 (建築工事業)の取消し	平成17年 8月29日	平成17年8月25日付で 建設業法第12条の規定に よる廃業の届出があり、 このことが建設業法第29 条第1項第4号に該当す る。

監理課

## 公告

平成17年9月30日、伊那市による八丁中正井地区の土地改良事業の施行について同意しました。

平成17年10月13日

長野県上伊那地方事務所長 牛越 徹

土地改良課

## 公告

平成17年9月30日、伊那市による富士塚地区の土地改良事業の施行について同意しました。

平成17年10月13日

長野県上伊那地方事務所長 牛越 徹

土地改良課

## 公告

平成17年9月30日、駒ヶ根市大田切土地改良区の新規土地改良事業(日影井地区)の施行を認可しました。

平成17年10月13日

長野県上伊那地方事務所長 牛越 徹

土地改良課

## 公告

次のとおり一般競争入札に付します。

平成17年10月13日

長野県立木曽病院長 久米田 茂 喜

## 1 入札に付する事項

- (1) 調達をする物品等及び数量  
別表のとおり
- (2) 物品等の特質  
仕様書のとおり
- (3) 納入期限

別表のとおり

## (4) 納入場所

長野県立木曽病院

## (5) 入札方法

別表の調達物品ごとに入札に付し、それぞれ価格の総額について行います。なお、落札者の決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の5に相当する額を加算した金額(当該加算した金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた額)をもって落札金額とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載してください。

## 2 入札に参加する者に必要な資格

次のいずれにも該当する者であることとします。

- (1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号。以下「政令」という。)第167条の4第1項又は財務規則(昭和42年長野県規則第2号。以下「規則」という。)第120条第1項の規定により入札に参加することができないとされた者でないこと。
- (2) 一般競争入札又は指名競争入札に参加する者の資格(昭和59年長野県告示第60号)の別表の「物品の買入れ」の欄の等級区分が調達物品ごとに別表の等級区分に示す等級に格付けされている者であること。
- (3) 長野県総務部長から管理その他の委託及び物品購入等入札参加資格者に係る指名停止要領(平成11年4月1日付け11管第35号)に基づく指名停止を受けている期間中の者でないこと。
- (4) 調達物品に関し、アフターサービス及びメンテナンス(保守及び管理)を迅速に行う体制が整備されている者であること。
- (5) その他仕様書に記載されている技術的要件を満たす者であること。

## 3 入札説明書の交付場所、契約条項等を示す場所及び問い合わせ先

木曽郡木曽福島町6613-4

長野県立木曽病院 事務局総務ユニット

電話 0264(22)2703 内線 2215

## 4 入札手続等

- (1) 契約手続において使用する言語及び通貨  
日本語及び日本国通貨

## (2) 入札及び開札の日時及び場所

ア 日時 別表のとおり

イ 場所 長野県立木曾病院 2階講堂

## (3) 郵送による入札書の可否

郵送による入札書は受け付けません。

## (4) 入札保証金

政令第167条の7第1項に規定する入札保証金を、別に定める期限までに納付してください。ただし、規則第126条第2項各号に掲げる担保を提供した場合又は規則第127条各号に該当する場合は、納付する必要はありません。

## (5) 契約保証金

政令第167条の16第1項に規定する契約保証金を、別に定める期限までに納付してください。ただし、規則第126条第2項各号に掲げる担保を提供した場合又は規則第143条各号に該当する場合は、納付する必要はありません。

## (6) 入札の無効

規則第129条各号に該当する入札書は、無効とします。

## (7) 契約書作成の要否

必要です。

## (8) 落札者の決定方法

予定価格の制限の範囲内に達した入札であって、最低の価格をもってした者を落札者として決定します。

## 5 その他

詳細は、入札説明書によります。

(別表)

調達物品名	数量	納入期限	入札及び開札の日時	等級区分
セントラルモニタ及び周辺機器	一式	平成17年12月28日	平成17年10月27日午後2時00分	A
超音波外科用吸引装置	一式	平成17年12月28日	平成17年10月27日午後2時30分	B以上

県立病院課

## 公告

次のとおり一般競争入札に付します。

平成17年10月13日

長野県飯田建設事務所長 塩野 敬一

## 1 入札に付する事項

## (1) 調達をする役務

ダムの放流設備点検業務委託

## (2) 役務の特質

入札説明書によります。

## (3) 履行期間

契約の日から平成18年2月28日まで

## (4) 履行場所

飯田市上飯田 松川ダム

## (5) 入札方法

価格の総額について行います。なお、落札者の決定に当たっては、入札書に記載された金額の100分の5に相当する額を加算した金額(当該加算した金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとします。)をもって落札価格

としますので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載してください。

## 2 入札に参加する者に必要な資格

次のいずれにも該当する者であることとします。

(1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号。以下「政令」という。)第167条の4第1項又は財務規則(昭和42年長野県規則第2号。以下「規則」という。)第120条第1項の規定により入札に参加することができないとされた者でないこと。

(2) 長野県の一般競争入札又は指名競争入札に参加する者の資格(昭和59年長野県告示第60号)の別表の「その他の契約」の欄の等級区分がA又はBに格付けされている者であること。

(3) 長野県総務部長から管理その他の委託及び物品購入等入札参加資格者に係る指名停止要領(平成11年4月1日付け11管第35号)に基づく指名停止を受けている期間中の者でないこと。

(4) 過去に同種の放流設備の保守点検業務を誠実に履行した実績を有する者であること。

## 3 入札説明書の交付場所、契約条項等を示す場所及び問い合わせ先

長野県飯田市追手町2-678

長野県飯田建設事務所総務課

電話 0265(53)0449

## 4 入札手続等

## (1) 契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

## (2) 入札及び開札の日時及び場所

ア 日時 平成17年11月2日(水) 午後2時

イ 場所 長野県飯田合同庁舎 3階301号講堂

## (3) 郵便入札の可否

郵便による入札は受け付けません。

## (4) 入札者に要求される事項

この入札に参加を希望する者は入札説明書に定める必要事項について説明した書類を、平成17年10月26日(水)午後5時までに上記3の場所に提出してください。この場合において、開札日の前日までに必要な証明書等の照会があったときは、入札に参加を希望する者の負担において説明してください。

## (5) 入札保証金

政令第167条の7第1項に規定する入札保証金を、別に定める期限までに納付してください。ただし、規則第126条第2項各号に掲げる担保を提供した場合又は規則第127条各号に該当する場合は、納付する必要はありません。

## (6) 契約保証金

政令第167条の16第1項に規定する契約保証金を、別に定める期限までに納付してください。ただし、規則第126条第2項各号に掲げる担保を提供した場合又は規則第143条各号に該当する場合は、納付する必要はありません。

## (7) 入札の無効

規則第129条各号に該当する入札書は、無効とします。

## (8) 契約書作成の要否

必要とします。

## (9) 落札者の決定方法

予定価格の制限の範囲内に達した入札であって、最低の価格をもってした者を落札者として決定します。



5 その他

詳細は、入札説明書及び仕様書によります。

河川課